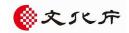
企画調整課



1. 文化芸術基本法、文化芸術推進基本計画

2. 博物館

- ▶ 文化財活用のためのセンター機能の整備について
- ▶ 博物館を中核とした文化クラスターの形成について
- ▶ 学芸員等の研修について
- ▶ 中央教育審議会における検討について
- ▶ 被災ミュージアムの再興について

3.美術品

- ▶ 美術品補償制度について
- ▶ 海外美術品等公開促進法について
- ▶ 登録美術品制度について

4. 劇場·音楽堂等

- ▶ 劇場・音楽堂等機能強化推進事業について
- ▶ 障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設について

新・文化芸術基本法について(平成29年一部改正概要)

第一 改正趣旨

- 1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
- 2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改正。前文及び目的について所要の整理。(1条)

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定。(2条、5条の2・3、6条)

<基本理念の改正内容>

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等(7条・7条の2)

文<u>部科学大臣が関係府省庁の施策も含んだ「文化芸術推進基本計画」の案を作成。「文化芸術推進会議」における連絡調整を経て政府が同 計画を策定</u>。地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識・技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。(8条~11条)
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。(12条)
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。(14条)
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。(15条)
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」、「文化芸術作品の流通促進」を追加。(16条)
- ⑥ 国が公共の建物等において、文化芸術作品の展示等を行う努力義務を追加。(28条)等

<u>5. 文化芸術の推進に係る体制の整備(36条・37条)</u>

<u>関係府省庁(文科省及び内閣府、総務省、外務省、厚労省、農水省、経産省、国交省その他の関係行政機関)で構成する政府の文化芸術推</u> 進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定。

第三 その他

○ 文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則2条)

- 文化芸術の**本質的価値**に加え、文化芸術が有する**社会的・経済的価値を明確化**。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される**多様な価値**を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に**活用・好循環**。
- **関係府省庁の文化芸術関連施策**について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局長級会議)での 連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 〇 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、**現場の意見を幅広くくみ取って審議**。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値 (本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
- ・文化的な伝統を尊重する心を育成

(社会的・経済的価値)

- ・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
- ・質の高い経済活動を実現
- 人間尊重の価値観,人類の真の発展に貢献
- ・文化の多様性を維持、世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
- ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の 急速な進展等社会状況の変化

文化芸術立国の実現を

Ⅱ今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという文化芸術基本法の精神を前提とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり,多様な価値 観が尊重され,心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され,多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し,持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

Ⅲ・Ⅳ 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018~2022年度) 戦略2 戦略4 戦略3 多様な価値観の形成と 国際文化交流・協力の推進と 文化芸術に対する 文化芸術を通じた**相互理解・** 包摂的環境の推進による 効果的な投資と 社会的価値の醸成 国家ブランディングへの貢献 イノベーションの実現 ・クールジャパン戦略(内閣府) ・日本商品・サービスの海外需要開拓、伝統的工芸品、 コンテンツ産業(経産省) ・歴史・文化を活かしたまちづくり、海外日本庭園の再生(国交省) ・放送コンテンツ等の海外展開(総務省、外務省) ・外務省・国際交流基金の文化・日本語事業(外務省) ・訪日プロモーション、文化観光資源の活用、多言語化解説整備支援 ・スポーツ文化ツーリズム(スポーツ庁、文化庁、観光庁) • 児童福祉文化財 (厚労省) (観光庁) 障害者芸術文化活動(厚労省) 国立公園の情報発信 (環境省) ・和食文化の国内外への発信、国産花きや茶の需要拡大、鯨類に関 ・国際的な文化発信拠点、地域の文化クラスター(文化庁) する文化の情報発信(農水省) 等 社会的・経済的価値 伝統芸能 芸能 戦略1 文化財 暮らしの文化 文化芸術の メディア芸術 創造・発展・継承と 国語・日本語 豊かな文化芸術教育の充実 著作権 芸術 本質的価値 多様で高い能力を 地域の連携・協働を推進する 有する専門的人材の プラットフォームの形成 確保・育成 今後5年間に推進すべき 170の基本的な施策を記載 戦略5 戦略6

V評価・検証サイクルの確立等

・毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の 進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

・文化庁の機能強化(政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科 本省からの移管等)を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。 2

文化財活用促進に向けた新たな取組

○ 文化財活用のためのセンター機能を強化し、国内外の人々が文化財に触れる機会を拡大

- ・地方・海外への多様なニーズに対応するため企画・マネジメント機能を強化(貸与・企画ノウハウ提供から地方・海外との展示の協同実施までワンストップ対応)
- 国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進 (国立博物館のデータベース:約13元点、うち2元点が英語)
- 先端技術を活用した国宝・重要文化財の高精細レプリカや V R (バーチャル・リアリティ) 「産学官連携による寄付型プロジェクト」として,作成・公開実施
- キラーコンテンツとなる文化財の保存修復の促進
- 文化財の保存科学や防災対策などに係る展示環境に関する蓄積データを活用した発信・助言
- 上記を対応する外部人材活用も含めた「専門職チーム」設置による機動的対応を実施
 - ※キュレーター(企画)・ファンドレイザー(財務)・レジストラー(作品履歴管理)・コンサベーター(修復)・広報等



【参考】なりきり日本美術館(東博)

の舟に乗る人物になりきる(2018年)

(作品は「富嶽三十六景の拡大映像。絵の中

2018年度

7月 センター開設・本格始動 (独立行政法人 国立文化財機構本部に設置)

34名規模(9ヶ月分のみ)

- ・「相談窓口」(文化財活用のワンストップ化)の開設
- 高精細レプリカ・VR活用プロジェクト(10_{件程度})
- 収蔵品貸与プロジェクト(国内6件、海外2件程度)
- デジタルアーカイブの充実と多言語化(英・中・韓)
- 貸与を含む活用促進のためのコンサベーター配置等

センター機能の更なる充実

44名規模(平年度化+10名增員)

2019年度

- 企業連携プロジェクト等の拡充
- ・シンクタンク機能として受託事業の有料化
- 専門人材の体制強化
- ・経費の平年度化(初年度9ヶ月分→通年分



経済財政運営と改革の基本方針2017~人材への投資を通じた生産性向上~(抄) 平成29年6月9日閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (5)新たな有望成長市場の創出・拡大 ①文化芸術立国 「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策 推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供 の体験・学習機会の確保、<u>人材の育成</u>、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018 等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、<u>国立文化施設</u> の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築</u>を図る。

地域の文化施設との連携

止曲・グチル!!! 小販売(インターネット

チケット販売インターネット、共 通券発行)。情報発信など利便 性の向上 文化施設を含めた周辺地域の 観光コースの開発 ガイド機能の強化 (インターネット、SNS等)

地域の伝統的な食・工芸・

祭り等との連携

企画展に合わせたイベント実施

地域の歴史や祭火地場産品を結び付けた新商品の開発・提供

文化施設におけるユニーグニュー実施

展示内容に関連したイベント実施

関連企画の実施

博物館を中核とした文化クラスターの形成

2019年度要求額 (前年度予算額

1,444百万円

1,248百万円)



- ●未来投資戦略(成長戦略)2017(平成29年6月9日閣議決定)
- 第2 具体的施策 Ⅲ 地域経済好循環システムの構築
- 3. 観光・スポーツ・文化芸術 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)文化芸術資源を活用した経済活性化
- ② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランドカ向上
 - ・文化クラスタ―(文化集積地区)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。
- ●経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

- 5. 重要課題への取組 (4)分野別の対応 文化芸術立国の実現

(前略)・・・国際博物館会議(ICOM)京都大会2019の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。



市町村博物館との連携

収集・調査研究・ 教育普及活動など

地域における 歴史的な 位置づけ

文化体験活動

ボランティア 活動

度の大会。2019年9月、京都市の 国立京都国際会館を主会場として、 日本で初開催。大会期間は、2019 年9月1日~7日の約1週間。 ※左ポスターは、文化功労者・絹谷

■「ICOM京都大会2019」 世界141の国と地域が参加する「国

際博物館会議(ICOM)」の3年に1

目 的

内

博物館を中核とした文化クラスターを形成し、 地域の歴史、芸術、自然科学の様々な資源を 新たな創造的活動や事業に結び付け、地域の 主体的・協働的な活動の付加価値を生み出す 「文化政策」と「街づくり政策」を合わせて事業 展開する。また、ICOM京都大会を契機とした創 造活動の活性化を図る。

1. 博物館クラスター形成支援事業 地域の歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の魅

カ発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、 ユニークベニューの促進など、博物館を中核とし た文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面 -体的整備の支援を行う

(博物館全般に対象拡大:18件→23件に拡充)

博物館が地域文化の核となって地域文化の発信、 子供・若者・障がい者・高齢者が参加できるプロ 学校教育との連携によるアウトリー 動等の支援を行う。(47件)

急的かつ重点的な分野等の取組を支援。

博物館重点分野推進支援事業 が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、緊

地域と共働した創造活動支援事業

観光関係団体・ホテル等宿 泊施設、交通機関との連携 地域の魅力的なソアー企画・実施 ホテルコンシェルジェ、ツアーコン クターによる効果的な情報提供

■補助事業者

博物館を中心とした実行委員会等

■補助率(クラスター形成支援事業)

補助対象経費の1/2を限度。ただし、中核館の運営主体が都道府県・政令指定都市以外の場合おいてクラスター形成に資する経費に限り予算の範囲内において調整。

クラスター形成イメージ図

地域・社会での活動

クラスターにおける多様な活動

- ディネーターによる ネットワーク構築

博物館

プロデューサ-

連携

地方公共団体と地域との連携

「実行委員会」を設置・実行計画策定

NPO.大学,產業団体,観光関係団体 首長部局まちづくり担当、教育委員会等

博物館、文化施設、芸術文化団体、アート

美術館

観光関係

ツアー実施

複数機関の 利便性向上

商品化

ユニークベ

多言語化開館時間延

幸二(きぬたに こうじ)氏が、ICOM 京都大会のために新たに描き下ろ されたもの。

大学、研究機関、NPO、

民間シンクタンク等 画運営のアドバイザー等として参加

地域の歴史、自然科学等と の連携

地域の宝となる歴史や自然科 学等の新たな価値づけによる企 画展の実施

地域の祭りや行事との連携に よる文化芸術活動の実施

子供、高齢者、外国人等を含むあらゆる人々に体験的プログラムの提供

上記取組を通じて得られた情 報、研究成果の蓄積と一元的な 発信

● 人材育成・確保
様々な取組を支える人材の専門性向上のための研修実施や人材の確保

5

● 地域の宝の魅力発信

● 多様な活動の充実

情報発信機能の強化

1年目 20年目 30年日 中堅 管理職 新人 若 手

文化庁が実施する研修

10~文化厅

文化財 行政講座 【100人:3日間】

歷史民俗資料館等専門 職員研修会 【50人:5日間】

文化庁

● 学芸員数:約7,821人、博物館数:5,690館(平成27年度)

文化財の保存と活用

6

博物館学芸員専門講座【50人:3日間】

学芸員等在外派遣研修【若干名:3か月または1か月】

博物館長研修 【50人: 3日間】

ミュージアム・マネジメント研修

【50人:3日間】

重要文化財等(美術工芸品) 企画・展示セミナー

【25人:5日間×2会場:2年にわたり参加】

防災・防犯研修(文化庁)【教育委員会・博物館等の担当者:1日間】

ミュージアム・エデュケーター研修 [50人:5日間]

文化財(美術工芸品)修理技術者講習会

【30名程度:5日間:2年にわたり参加】

● 独立行政法人が実施する研修

[新規]重要文化財等(美術工芸品) の修理及び保存科学に関する研修

> 保存担当学芸員研修(国立文化財機 構東京文化財研究所)【30人:9日間】

キュレーター研修(国立美術館)【若干名:受入館が承認した期間】

文化財担当者研修(国立文化財機構奈良文化財研究所)[各課程8~15人:3~9日間×14課程]

【参考】その他の機関が実施する研修

- ・学芸員研修会(全国美術館会議) 【会員館の職員、個人会員、賛助会員を対象:1日間】
- ・学芸員専修コース(関係の大学博物館)【博物館・美術館において学芸員としての業務の直接携わる者を対象:15人:5日間】
- ·研究協議会((公財)日本博物館協会)【博物館職員や博物館運営に関わる者を対象:2日間×3会場】

博物館の管理・運営に関する研修

従来の博物館

- 〇専門的な調査研究の場
- ○資料の収集・保管が中心
- 〇貸し館としての展示会場
- ※参考:平成27年度社会教育調査(文部科学省)によると博物館・博物館類似施設の学芸員は7、821人。
 - ●「文化審議会文化政策部会」『審議経過報告』(平成22年6月7日)の提言
 - ・「アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、それらの人材が活躍できる場の増加を図ることが重要である。」
 - ・「学校教育における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るため、各博物館において学芸員や教育担当専門職員(エデュケーター)の配置を促進するとともに、 国においては研修制度の充実を図ることが求められる。」
 - ●文化芸術の振興に関する基本的な方針-文化芸術資源で未来をつくる-(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定) 「美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。」
 - ●経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定) 文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の
 - 機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進める
 - ●未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る

ミュージアム・エデュケーター研修

目 的:博物館において教育普及を専門的に担当する

学芸員の育成

期 間:年2回 計5日間

容:教育普及事業の企画・運営、教育プログラムや 鑑賞教材の開発等に必要な資質・能力を養う研修





- 目 的:博物館の管理運営において必要な経済性と芸術性 双方の専門的知識を有する人材の育成 容・美術館・歴史博物館の企画及び管理運営に必要な
- 専門的知識及び博物館を取り巻く社会動向について研修

これからの博物館

- 博物館
- 『博物館の望ましい姿』((財)日本博物館協会、平成15年3月) ・社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う(マネジメント)
- 社会から託された資料を探求し、次世代に伝える(コレクション
- 知的な刺激や楽しみを人びとと分かちあい、新しい価値を創造する (コミュニケーション)



期 間:3日間

地域社会

学校

国際社会

⇒観光・地域振興の拠点等、地域に開かれた役割を果たすことを期待

◎社会環境の変化に対応した社会教育の在り方の検討

【学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議※ 「論点の整理」】(平成29年3月28日)

- ○少子高齢化と人口減少をはじめ、社会教育を取り巻く環境が 変化する中、今後の社会教育には、①地域コミュニティの維 持・活性化への貢献、②社会的包摂への寄与、③社会の変化 に対応した学習機会の提供といった役割が期待。
- ○学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学 習」を社会教育の概念に明確に位置づける必要。
- ○様々な取組を通じて人々の暮らしと社会の発展に貢献する持 続可能な社会教育システムを構築。

※同会議は、専門的な見地から検討を行い、今後、中央教育審議会生涯学 習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うため、設置された。

◎地方分権提案への対応

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針】

(平成29年12月26日 閣議決定)

○博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行 政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体 の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能にす <u>ることについて検討し、平成30年中に結論を得る</u>。その結果に 基づいて必要な措置を講ずる。

※公民館、公立図書館についても、地方公共団体から同様の提案がなされて いるところ。



平成30年3月2日 中央教育審議会総会 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(諮問)

【主な検討内容】

- ○関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方について (地域課題解決に向けて住民が主体的に学び活動する取組を立ち上げ、持続させていくための関係者の役割・連携方策等)
- ○公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割について (社会教育施設の現状と課題、新たな時代において求められる役割 等)
- ○社会教育施設に求められる役割を果たすために必要な具体的方策について
 - (社会教育施設が地域活性化等の分野と効果的に連携を図るための運営の在り方(所管の在り方を含む)、多様な手法による資金 調達や民間の力を活用した施設運営の在り方 等)

今後の予定

- ◎10月~12月上旬頃 中央教育審議会総会、生涯学習分科会 答申(案)審議(予定)
 - パブリックコメント

◎11月頃 ◎年内

中央教育審議会総会

答申(予定)

8

被災ミュージアム再興事業

2019年度要求額

272百万円

(前年度予算額 182百万円)



— 美術館・博物館の再興を通じた 心の復興 —

1. 事業概要

- ■東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)
 - 5 復興施策>(2)地域における暮らしの再生>⑤文化・スポーツの振興
 - (i)「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。 また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。



汚泥や塩水等、これまでに 経験のない修理作業に直面

東松島市埋蔵文化財収蔵庫

2. 修理作業の例

●修理(脱塩、汚泥の除去)



●燻蒸、真空凍結乾燥



●汚染物質の計測、分析



東日本大震災に対処するための特別の財政 援助及び助成に関する法律(平成23年法律 第40号)第2条第2項に規定する特定被災地 方公共団体である市町村を管轄する道県。

東日本大震災により被災した美術館・博物 館の再興を図ることにより、東日本大震災から

の復興に資することを目的とする。

被災資料を修理するための事業

■補助金額

■事業目的

■補助対象事業

■補助事業者

補助対象経費の50%

美術館・博物館における機能・役割の回復、再興した美術館・博物館への返却



復興期間における修理作業の加速化(2018-2020)

趣旨

優れた美術品をより<mark>多くの国民が鑑賞</mark>できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が広く全国で開催されるよう国が支援する。

概 要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

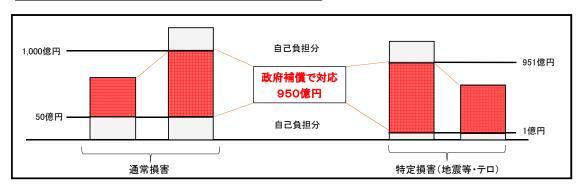
近年の実績

展覧会名	開催場所(開催期間)
ゴッホとゴーギャン展	東京都美術館(平成28年10月8日~平成28年12月18日) 愛知県美術館(平成29年1月3日~平成29年3月20日)
オルセーのナビ派展: 美の預言者たち - ささやきとざわめき	三菱一号館美術館(平成29年2月4日~平成29年5月21日)
ジャコメッティ展	国立新美術館(平成29年6月14日~平成29年9月4日) 豊田市美術館(平成29年10月14日~平成29年12月24日)
ゴッホ展 巡りゆく日本の夢	北海道立近代美術館(平成29年8月26日~平成29年10月15日) 東京都美術館(平成29年10月24日~平成30年1月8日) 京都国立近代美術館(平成30年1月20日~平成30年3月4日)
北斎とジャポニスム	国立西洋美術館(平成29年10月21日~平成30年1月28日)

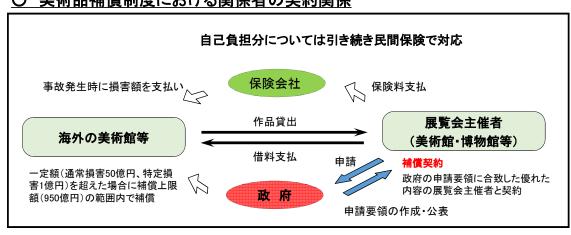
展覧会名	開催場所(開催期間)
至上の印象派展 ビュールレ・コレクション	国立新美術館(平成30年2月14日~平成30年5月7日) 九州国立博物館(平成30年5月19日~平成30年7月16日) 名古屋市美術館(平成30年7月28日~平成30年9月24日)
プラド美術館展 ベラスケスと絵画の栄光	国立西洋美術館(平成30年2月24日~平成30年5月27日) 兵庫県立美術館(平成30年6月13日~平成30年10月14日)
ルーヴル美術館展 肖像芸術 — 人は人をどう表現してきた か	国立新美術館(平成30年5月30日~平成30年9月3日) 大阪市立美術館(平成30年9月22日~平成31年1月14日)
オルセー美術館特別企画 ピエール・ボナール展	国立新美術館(平成30年9月26日~平成30年12月17日)
マルセルデュシャンと日本美術 展	東京国立博物館(平成30年10月2日~平成30年12月9日)
ムンク展 - 共鳴する魂の叫び	東京都美術館(平成30年10月27日~平成31年1月20日)

10

〇 美術品補償制度における補償額の範囲



○ 美術品補償制度における関係者の契約関係



海外美術品等公開促進法

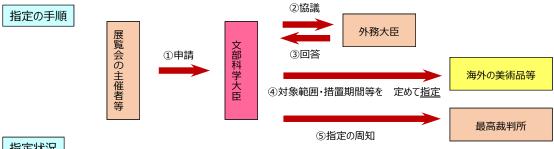
概要

我が国において公開される海外の美術品等について、文部科学大臣の指定によって、強制執行、仮差押え及び仮処分を禁止 ※美術品のほか、「化石」や「希少な岩石、鉱物、植物及び動物の標本」も対象(指定に当たっては外務大臣への協議が必要)

背 景

海外の美術品等の貸出しに当たって、強制執行等の禁止措置が担保されていることを条件とされ、日本の美術館が借り受けることが 困難な事例が発生 (諸外国においては強制執行等の禁止の措置が既に整備)

- → 海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置が必要
- → 同時に、海外の美術品等の公開促進のための施策も策定



指定状況

平成24年4月以降、これまでに74件の展覧会で公開するために借り受けた美術品について指定(平成30年10月現在)



登録美術品制度

■ 登録美術品制度とは

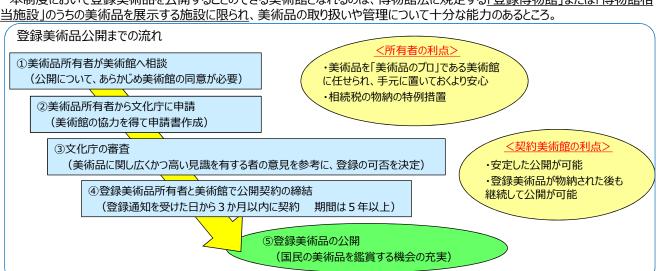
重要文化財や国宝、その他、世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館において公開するもの。また、登 録美術品は相続が発生した場合、他の美術品とは異なり国債や不動産などと同じ順位で物納することが可能。(実績:5件)

■ 登録美術品となる美術品

多くの人がその鑑賞の機会を切望しているような貴重な作品で、以下のいずれかの条件を満たしたもの。

- ・我が国の国宝や重要文化財に指定されている作品。
- ・世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有する作品。
- ・更に、登録美術品は美術館において公開されることが必須の要件。
- · これまでの登録は、80件9、234点。(平成30年7月現在)
- 本制度の対象となる美術館について

本制度において登録美術品を公開することのできる美術館となれるのは、博物館法に規定する「登録博物館」または「博物館相



12

事後評価

専門家(PD·PO)

による助言

自己点検の 実施

効果の検証と

検証結果の反映

自

律

的

持

続

的

な

事業の目的

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年6月公布・施行)」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、 音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成 に資する事業を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引し、文化芸術立国の実現に資することを目指す。

事業の概要

各劇場·音楽堂等 のミッション・ ビジョン等の 確認·再設定



成果目標 成果指標 の設定

劇場·音楽堂等機能強化総合支援事業

我が国を代表する牽引力のあるトップレベルの 劇場・音楽堂等が行う事業を総合的に支援

- ◆ 事業実施に必要な経費の1/2を上限に支援 支援件数 15件
- ◆ バリアフリー・多言語対応については定額加算 支援件数 15件

共同制作支援事業

実演芸術の創造発信力を高めるため、複数の 劇場・音楽堂等が複数又は単一の実演芸術 団体等と共同して行う実演芸術の新たな創造 活動に対して支援

- ◆ 事業実施に必要な経費の1/2を上限に支援 支援件数 2件
- バリアフリー・多言語対応については定額加算 支援件数 2件

地域の中核劇場・音楽堂等活性化事業

地域の文化拠点としての機能をより一層強化 する取組(公演事業、人材養成事業、普及啓 発事業)を支援

- 事業実施に必要な経費の1/2を上限に支援 支援件数 127件
- ◆ バリアフリー・多言語対応については定額加算 支援件数 127件

劇場・音楽堂等間ネットワーク強化事業

劇場・音楽堂等相互の連携・協力による巡回 公演の促進により、文化芸術活動の地域間格 差を解消する取組に対して支援

- 巡回公演実施に必要な経費のうち、旅費及 び運搬費を支援。 支援件数 63件
- ◆ バリアフリー・多言語対応については定額加算 支援件数 18件



劇場·音楽堂等基盤整備事業

- ◆ 劇場・音楽堂等が抱える課題・ニーズにきめ細やかに対応した研修・交流事業の実施◆ 劇場・音楽堂等からの相談対応や現地支援員の派遣、ウェブサイト等による情報提供の実施 ⇒劇場音楽堂等の人材力・組織力の強化
- ・我が国のアーツカウンシルとしての機能を有する独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家(PD・PO)を活用し、事業に対する 事後評価を引き続き実施し、検証結果を今後の事業の選定に反映させる。
- ・これらの取組により、劇場・音楽堂等の自律的・持続的な事業改善の循環を作り出す。
- ・バリアフリーや多言語対応を支援を拡充し、全ての人が文化芸術に親しむことができる拠点づくりを推進する。

障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設 【固定資産税等】

公益社団・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準※ に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する。こ れにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術 活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現に資する。

パリアフリー化

劇場・ 音楽堂等 「建築物移動等円滑化誘導基準※」を満たしたとして、地方公共団体から 認定を受けた劇場・音楽堂等(平成30年・31年度内に改修工事を完了したもの)

※建築物移動等円滑化誘導基準…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、一定規模

以上の建築物が通常満たすべきとされる基準に、更に要件を過重したもの。高齢者や障害者が建築物をより円滑に 利用できるためのバリアフリー内容が規定されている。

<例>·車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保

・車いす使用者用のトイレが各階にある など

固定資産税·都市計画税 1/3 減額

(改修工事完了の翌年から2年間)

劇場・音楽堂等 におけるバリア フリー化の例



車いす用の広い鑑賞スペース・通路



段差のない広い廊下



1階ホワイエに増設したスロープ

ミューザ川崎シンフォニーホール 提供

第2条 3 (略)国民がその年齢、<mark>障害の有無</mark>、経済的な状況又は居住する地域<u>にかかわらず等しく、文化芸術活動ができるような環境の整備</u>が 図られなければならない。

〇文化芸術基本法(平成13年法律第147号)※2017年6月改正 ○劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)

前文(略)劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するため の場として機能しなくてはならない。(中略)劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能 も期待されている。(中略)このように、劇場

.期待されている。(中略)このように、<u>劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在</u>である。 **第3条 八** (略)地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。